

一般送配電事業者の 2021 年度収支状況の事後評価等について

(趣旨)

一般送配電事業者の 2021 年度収支状況の事後評価について、2 月 2 日付けで経済産業大臣から本委員会に意見の求めがあった。

これを受け、一般送配電事業者の 2021 年度収支状況の事後評価等について、料金制度専門会合において実施することについて御審議いただく。

1. 経緯・概要

一般送配電事業者の 2021 年度収支状況の事後評価について、2 月 2 日付けで経済産業大臣から、【別添 1：一般送配電事業者の収支状況の事後評価について】のとおり、本委員会に意見の求めがあった。

これを受け、料金制度専門会合において、対象の一般送配電事業者※¹について法令に基づく事後評価※²を実施するとともに、事業者ヒアリング等により託送収支等に係る追加的な分析・評価を実施することとしたい。

※1 一般送配電事業者 10 社

- 北海道電力ネットワーク株式会社
- 東北電力ネットワーク株式会社
- 東京電力パワーグリッド株式会社
- 中部電力パワーグリッド株式会社
- 北陸電力送配電株式会社
- 関西電力送配電株式会社
- 中国電力ネットワーク株式会社
- 四国電力送配電株式会社
- 九州電力送配電株式会社
- 沖縄電力株式会社

※2 法令に基づく事後評価の内容（詳細は、【別添 2：法令に基づく事後評価の概要】を参照）

①超過利潤累積額管理表及び乖離率計算書による事後評価（ストック管理及びフロー管理）

②廃炉等負担金を踏まえた事後評価（東京電力パワーグリッドのみ）

その際、2020 年 12 月に電気事業託送供給等収支計算規則が改正され、不適切な発注・契約による支出増（超過契約額）については、超過利潤の計算において費用として扱ってはならないとされたことを踏まえ、当該支出増（超過契約額）があれば、それも反映して評価を行う。

なお、電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等の一部を改正する訓令（20221021 資第 3 号）により、事後評価に係る規定は削除されたものの、電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平 12・05・29 資第 16 号）附則（20221021 資第 3 号）の規定により、施行日以前に開始した事業年度については引き続き事後評価の対象となる。

2. 今後の見通し

一般送配電事業者 10 社の 2021 年度収支状況について、料金制度専門会合において、法令に基づく事後評価及び追加的な収支分析等を実施した上で、本委員会としての意見をまとめ、経済産業大臣に回答することとする。

参考：電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）

（託送供給等約款に関する命令及び処分）

第十九条 経済産業大臣は、供給条件が社会的経済的事情の変動により著しく不適當となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、一般送配電事業者に対し、相当の期限を定め、前条第一項の認可を受けた託送供給等約款（同条第五項又は第八項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）又は同条第二項ただし書の認可を受けた供給条件（次項の規定による変更があつたときは、その変更後の託送供給等約款又は供給条件）の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

- 2 経済産業大臣は、前項の規定による命令をした場合において、同項の期限までに認可の申請がないときは、その託送供給等約款又は供給条件を変更することができる。
- 3 経済産業大臣は、前項の規定により託送供給等約款又は供給条件を変更したときは、速やかに、その変更の内容を当該一般送配電事業者に対して通知するものとする。

参考：電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平12・05・29資第16号）

第2 処分の基準

（15）第19条第1項の規定による託送供給等約款等の変更の認可の申請命令
（略）

附 則（20221021資第3号）

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、この訓令による改正後の電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等第2（15）は、この訓令の施行日以後に開始する事業年度に係る会計の整理について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る会計の整理については、なお従前の例による。

【電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等の一部を改正する訓令（20221021資第3号）の施行日前の規定】

第2 処分の基準

（15）第19条第1項の規定による託送供給等約款等の変更の認可の申請命令

第19条第1項の規定による託送供給等約款等の変更の認可の申請命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

① 第18条第1項の認可を受け、又は同条第5項若しくは第8項の規定により届け出られた託送供給等約款が、認可を受け、又は届け出られた当時は合理的なものであつたとしても、例えば、物価の大幅な変動や需要構成の著しい変化があるなど社会的経済的事情の変動により著しく不適當となり、公共の利益の増進に支障があると認められる場合

② 廃炉等実施認定事業者（原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成23年法律第94号）第55条の3に規定する「廃炉等実施認定事業者」をいう。以下この（15）において同じ。）の子会社等である一般送配電事業者以外の一般送配電事業者（以下ロ並びに③ハ及びニにおいて単に「一般送配電事業者」という。）であつて、次のいずれかの場合に該当する場合

イ 電気事業託送供給等収支計算規則（平成28年経済産業省令第47号）に基づき公表した

最近の超過利潤累積額管理表において、当期超過利潤累積額が一定水準額を超過している場合

（ただし、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則に基づいて定めた還元額を基準託送供給料金の原価に算入して基準託送供給料金の改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。）

ロ **電気事業託送供給等収支計算規則に基づき公表した乖離率計算書において補正後乖離率が一定の比率（マイナス5パーセント）を超過している場合**（ただし、現行の基準託送供給料金の水準維持の妥当性に関して一般送配電事業者から合理的な説明がなされた場合又は当該乖離率計算書を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則に基づいて基準託送供給料金の改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。）

③ **廃炉等実施認定事業者の子会社等である一般送配電事業者（イ、ロ及びホにおいて「特定一般送配電事業者」という。）であって、次のいずれかの場合に該当する場合**

イ **電気事業託送供給等収支計算規則に基づき公表した最近の超過利潤累積額管理表において、当期超過利潤累積額が一定水準額の5分の3を超過している場合**（ただし、当該超過利潤累積額管理表を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、当該超過額に1から効率化比率（託送収支規則の規定により公表した最近の当期乖離額累積額の当期超過利潤累積額に占める割合に100分の50を乗じて得た値（当該値が1を上回る場合にあっては1と、当該当期乖離額累積額が零を下回る場合にあっては零とする。）をいう。）を控除して得た値を乗じて得た額と託送収支規則の規定により公表した最近の還元義務額残高の合計額を5で除して得た額に原価算定期間の年数を乗じて得た額（当該額が一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則に基づいて算定された電気事業報酬の額を超える場合にあっては、当該電気事業報酬の額）を下回らない額であって、特定一般送配電事業者が定める額を基準託送供給料金の原価に算入して基準託送供給料金の改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。）

ロ **電気事業託送供給等収支計算規則に基づき公表した乖離率計算書において補正後乖離率が一定の比率（マイナス3パーセント）を超過している場合**（ただし、現行の基準託送供給料金の水準維持の妥当性に関して特定一般送配電事業者から合理的な説明がなされた場合又は当該乖離率計算書を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則に基づいて基準託送供給料金の改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。）

ハ **平成30年3月31日以降、一般送配電事業者のうち3社以上が第18条第5項の規定に基づき、経営効率化により料金を引き下げる託送供給等約款の変更届出を行った場合**（ただし、当該届出が行われた事業年度の翌事業年度の開始の日までに、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則に基づいて基準託送供給料金の改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。）

ニ **1の年度において一般送配電事業者のうち5社以上が電気事業託送供給等収支計算規則に基づき公表した乖離率計算書において補正後乖離率が一定の比率（マイナス5パーセント）を超過している場合**（ただし、現行の基準託送供給料金の水準維持の妥当性に関して一般送配電事業者から合理的な説明がなされた場合又は当該乖離率計算書を公表した日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則に基づいて基準託送供給料金の改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。）

ホ 電気事業会計規則（昭和40年通商産業省令第57号）に定める廃炉等負担金の直近3事業年度の平均額が、次の式により算定した額の直近3事業年度の平均額を超過する場合（ただし、現行の基準託送供給料金水準維持の妥当性に関して特定一般送配電事業者から合理的な説明がなされた場合又は原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第55条の3第2項の規定により、廃炉等積立金を積み立てる日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日までに、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則に基づいて基準託送供給料金の改定を実施する場合には、原則として該当しないものとする。）

$$A - B \times (1 - C)$$

A 原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第55条の4第5項の規定により通知された廃炉等積立金の額

B 特定一般送配電事業者の特定関係事業者（第22条の3第1項に規定する特定関係事業者をいい、過去に特定関係事業者であった者を含み、廃炉等実施認定事業者がその設立の日から引き続き発行済株式の全部を直接有するものに限る。以下このホにおいて同じ。）であって、小売電気事業を営む者（過去に小売電気事業を営んでいた者を含む。以下このホにおいて「特定小売電気事業者」という。）及び発電事業を営む者（過去に発電事業を営んでいた者を含む。以下このホにおいて「特定発電事業者」という。）の経常利益の合計値（特定小売電気事業者が行う小売電気事業又は特定発電事業者が行う発電事業に関して有する権利義務の全部又は一部を他の小売電気事業者又は発電事業者へ承継させた場合は、承継を受けた当該小売電気事業を営む者又は発電事業を営む者（以下このホにおいて「承継会社」という。）の経常利益に当該特定小売電気事業者又は当該特定発電事業者の出資比率を乗じた経常利益の合計値を含み、承継会社からの配当益を除く。）

C 廃炉等実施認定事業者、特定一般送配電事業者、特定小売電気事業者及び特定発電事業者の有形固定資産額（承継会社がある場合は、承継会社の有形固定資産額に当該特定小売電気事業者又は当該特定発電事業者の出資比率を乗じた有形固定資産額を含む。）の合計値に占める当該特定一般送配電事業者の有形固定資産額の割合

なお、上記の判断に当たっては、託送供給等利用者と一般送配電事業者との間に託送供給等約款の設定について紛争が生じ、当事者間で解決できず、行政に紛争が持ち込まれた場合において、その過程において得られた情報を勘案することとする。

経 済 産 業 省

20230127 資 第 9 号
令和 5 年 2 月 2 日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

一般送配電事業者の収支状況の事後評価について

電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平 1 2 ・ 0 5 ・ 2 9 資第 1 6 号）附則（2 0 2 2 1 0 2 1 資第 3 号）の規定によりなお従前の例によることとされる場合における電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等の一部を改正する訓令（2 0 2 2 1 0 2 1 資第 3 号）による改正前の電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等第 2（1 5）に基づく一般送配電事業者の収支状況の確認にあたり、下記の対象事業者について貴委員会の意見を求めます。

（対象事業者）

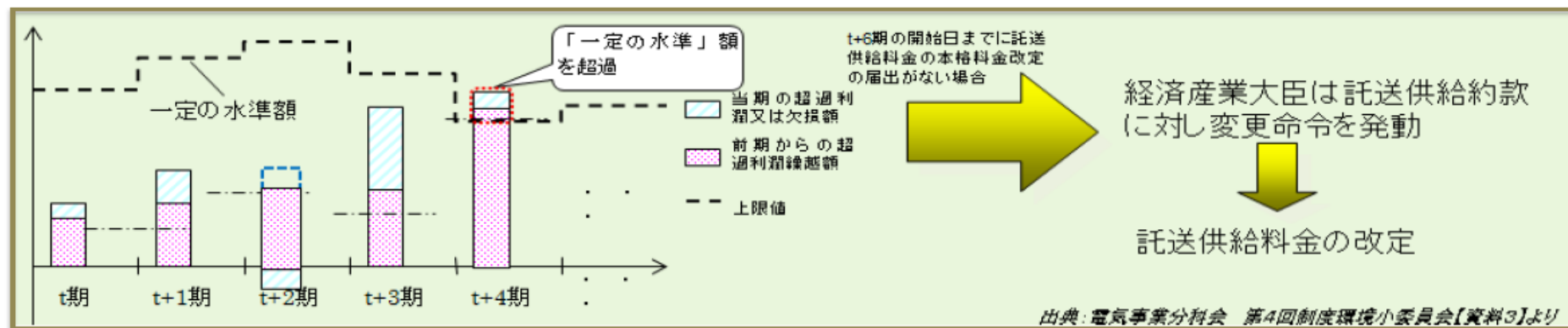
・ 北海道電力ネットワーク株式会社	法人番号 7430001078663
・ 東北電力ネットワーク株式会社	法人番号 7370001044201
・ 東京電力パワーグリッド株式会社	法人番号 3010001166927
・ 中部電力パワーグリッド株式会社	法人番号 1180001135974
・ 北陸電力送配電株式会社	法人番号 4230001017826
・ 関西電力送配電株式会社	法人番号 6120001220018
・ 中国電力ネットワーク株式会社	法人番号 5240001054140
・ 四国電力送配電株式会社	法人番号 8470001017344
・ 九州電力送配電株式会社	法人番号 6290001084768
・ 沖縄電力株式会社	法人番号 3360001008565

①ストック管理及びフロー管理による事後評価の概要

- 超過利潤累積額が一定の水準を超過(ストック管理)するか、もしくは、想定単価と実績単価の乖離率が一定比率を超過(フロー管理)した場合で、翌々事業年度開始日まで値下げ届出がなされない場合には、託送供給等約款の変更命令を発動。

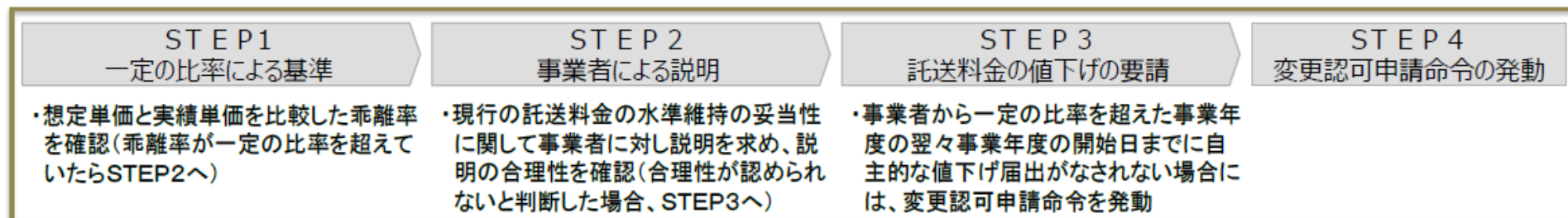
＜ストック管理方式＞

超過利潤累積額が一定の水準を超えた場合で、翌々事業年度開始日まで値下げ届出がなされない場合には、託送供給等約款（料金）の変更命令を発動する仕組み



＜フロー管理方式＞

「想定単価と実績単価の乖離率（原価とのズレ）」を確認し、乖離率が一定の比率を超え、事業者の説明に料金水準維持の合理性が認められない場合で、翌々事業年度の開始日まで値下げ届出がなされない場合には、託送供給等約款（料金）の変更命令を発動する仕組み



②廃炉等負担金を踏まえた事後評価の概要（東京電力パワーグリッド）

- 「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」（2016年12月20日閣議決定）において、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉を着実に実施すべく、東京電力グループ全体で総力を挙げて責任を果たしていくことが必要とされた。
- このため、2017年10月の制度改正により、送配電事業における合理化分を廃炉に要する資金に充てることができるよう、東京電力PGが支払う「廃炉等負担金」は「費用」として扱われることとなったが、他方、廃炉費用の捻出のために託送料金の値下げ機会が不当に損なわれぬよう、東京電力PGに関しては、料金値下げ命令に関する新たな評価基準が設けられている（2018年3月（一部は2020年3月）施行）。

＜値下げ命令に関する新たな評価基準の概要＞

- ・ 以下の基準のいずれかの場合に該当する場合で、翌々事業年度開始日までに値下げ届出がなされない場合には、託送供給等約款（料金）に対する変更命令を発動する仕組み

① 通常のストック管理・フロー管理に比べて厳格な基準

- ・ 超過利潤累積額が、通常のストック管理基準（一定水準額＝固定資産額×事業報酬率）の3／5を超過する場合、もしくは、
- ・ 想定原価と実績単価の乖離率が、▲3％（通常のフロー管理基準（▲5％）の3／5）を超過する場合

② 他の一般送配電事業者の経営効率化状況との比較

- ・ 他の一般送配電事業者の3社以上が託送料金を値下げする場合、もしくは、
- ・ 他の一般送配電事業者の5社以上の想定原価と実績単価の乖離率が▲5％を超過している場合

③ 東京電力グループ他社の資金負担との比較

※ 当該基準は2020年3月31日施行であるため、2019年度託送収支の事後評価から適用。

- ・ 東京電力PGが支払う廃炉等負担金の直近3事業年度の平均額が、以下の式により算定した額の3事業年度の平均額を超過する場合

算定式 $A - B \times (1 - C)$

A：廃炉等積立金の額

B：東京電力グループ他社（東京電力EP、東京電力FP、東京電力RP及びJERA）の経常利益の合計値

C：東京電力PGの有形固定資産比率